

議第 1 8 号

栃木県議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、栃木県議会会議規則第 15 条第 1 項の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 24 日

提出者	栃木県議会議員	池	田	忠
	同	関	谷	暢 之
	同	西	村	しんじ
	同	渡	邊	典 喜
	同	杉	田	光
	同	沼	田	邦 彦
	同	池	上	正 美
	同	湯	澤	英 之
	同	加	藤	雄 次
	同	小	菅	哲 男
	同	中	屋	大
	同	白	石	資 隆
	同	板	橋	一 好

栃木県議会議長 日向野 義 幸 様

栃木県議会規則第 号

栃木県議会会議規則の一部を改正する規則

栃木県議会会議規則（昭和37年栃木県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（欠席の届出） 第 3 条 議員は、公務、疾病、出産（配偶者の出産を含む。）、育児、介護、<u>看護</u>その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 略 （指定者以外の退場） 第93条 秘密会を開くときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場<u>及び傍聴席</u>の外に退去させなければならない。	（欠席の届出） 第 3 条 議員は、公務、疾病、出産_____、育児、介護_____その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 略 （指定者以外の退場） 第93条 秘密会を開くときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場_____の外に退去させなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。